結んだ線から高松川合流点までの区間の尾原川の中心線から左岸九・一メートル右岸七メートルまでの土地の区域（平成十四年国土交通省告示第百五十八号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県阿久根市鶴川内
字松江木場　六二七三番一　一号
六二七〇番一　三号
六二七〇番一一　五号
六二六六番一地先道路敷　七号
字尾原　六〇七九番二　二号
六〇八一番一　四号
六〇八二番地先道路敷　六号
六〇八五番一　八号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
板小屋2

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

鹿児島県霧島市牧園町高千穂
字手洗　三九一九番三三及び三九一九番三三
三九一九番三五
三九一九番八六
三九一九番一二七
三九一九番四四七から三九一九番四五四まで
三九二一番一七二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号を順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県霧島市牧園町高千穂
字手洗　三九一九番三三　一号
三九一九番四四七　二号及び三号
三九一九番五六　四号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平出水中川

○国土交通省告示第百五十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年二月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3307号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	SZ－65TRS	株式会社信貴造船所	適用される技術基準（試験方法及び判定基準）の変更

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十六年国土交通省告示第六百三十四号で指定した第九号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県伊佐市大口平出水
字春田　二六二番一三　一号
二五八番一七　二号
二六二番六　三号
二六三番　四号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尾野島浜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県出水市高尾野町江内
字池ノ上　六八九〇番から六八九五番まで
六八九五番一及び六八九五番二
六八九六番
六八九七番一から六八九七番二一まで
六八九七番二四及び六八九七番二五
六八九九番一
六八九九番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県出水市高尾野町江内
字池ノ上　六八八七番　一号
六八八八番　二号
六八九九番三　三号
字山ノ口　六五九二番一　四号

○海上保安庁告示第七十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	与根港第二防波堤灯台
位置	
所在地	沖縄県豊見城市（与根港第二防波堤外端）
北緯	二六－〇九－五一
東経	一二七－三九－〇六
変更年月日	平成二十二年一月二十六日

○海上保安庁告示第七十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	安渡島灯台
位置	
所在地	広島県江田島市（安渡島）
北緯	三四－一六－三五
東経	一三二－二四－一七
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・〇メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日	平成二十二年一月二十六日

○海上保安庁告示第七十二号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	松江港大橋川第三号灯浮標
位置	
所在地	島根県松江港（嫁ケ島の北北東方約一・一キロメートル）
北緯	三五－二八－〇四
東経	一三三－〇三－一四
廃止年月日	平成二十二年一月二十七日

名称	松江港大橋川第四号灯浮標
位置	
所在地	島根県松江港（嫁ケ島の北北東方約一・一キロメートル）
北緯	三五－二七－五五
東経	一三三－〇三－〇五
廃止年月日	平成二十二年一月二十七日

名称	松江港大橋川第六号灯浮標
位置	
所在地	島根県松江港（嫁ケ島の北北東方約一・〇キロメートル）
北緯	三五－二七－五一
東経	一三三－〇三－〇五
廃止年月日	平成二十二年一月二十七日

名称	女川港沖海水温度観測灯浮標
位置	
所在地	女川原子力発電所専用港東防波堤灯台（宮城県牡鹿郡女川町）の北東方約二・一キロメートル
北緯	三八－二五－〇八
東経	一四一－三一－一四
撤去年月日	平成二十二年一月二十七日
記事	一時撤去

○海上保安庁告示第七十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	大阪新島埋立区域G灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・五キロメートル）
北緯	三四－三八－〇二
東経	一三五－二一－一五
変更した事項	
位置	阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・五キロメートル）
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで五・四メートル
変更年月日	平成二十二年一月二十七日